

Q&A集

Q 1. 地域団体商標の出願料及び登録料はいくらですか？

A 1. 出願料は6,000円＋（15,000円×区分数）、登録料は66,000円×区分数です。書面で出願する場合には、別途電子化手数料として1件1,200円＋（700円×書面の枚数）が必要になります。

Q 2. 「地域の名称」や「商品（役務）の慣用名称」にはどのようなものが含まれますか？

A 2. 「地域の名称」には、現在の行政区画単位の地名ばかりでなく、旧地名、旧国名、河川名、山岳名、海域名等も含まれます。

また、「商品（役務）の慣用名称」には、例えば、①商品「織物」「和服（長着）」「帯」について、「織」「細」の名称、②商品「茶碗」「湯飲み」について、「焼」の名称、③商品「豚肉」について「豚」の名称、④役務「入浴施設の提供」「宿泊施設の提供」について、「温泉」の名称等が考えられます。

Q 3. 市町村合併等により町名が無くなった場合でも、その名称がついた地域団体商標は、登録を受けられるのですか？

A 3. 地域団体商標を構成する地域の名称については、現在の行政区画の名称だけではなく、旧地名も地域の名称として認定できれば登録を受けることが可能です。

Q 4. 指定商品（指定役務）はどのように記載すればいいのですか？

A 4. 指定商品（指定役務）は、地域の名称と商品（役務）の関係が明確になるように、例えば、次のように、記載してください。

① 地域の名称が商品の産地であれば、「○○（地域の名称）産の△△

(商品名)」と記載。

② 地域の名称が商品の主要な原材料の産地であれば、「○○（地域の名称）産の□□（原材料名）を主要な原材料とする△△（商品名）」と記載。

③ 地域の名称が商品の製法の由来地であれば、「○○（地域の名称）に由来する製法により生産された△△（商品名）」と記載。

④ 地域の名称が役務の提供の場所であれば、「○○（地域の名称）における△△（役務名）」と記載。

Q 5. 「○○りんご」という地域団体商標を出願する場合、加工品についても指定商品とすることはできるのですか。

A 5. 地域団体商標は、登録される商標中の商品の名称とその指定商品が一致している必要があります。このため、地域団体商標中の商品の名称と異なる商品を指定商品とすることはできないこととなります。例えば、「○○りんご」との地域団体商標について、「りんごジュース」や「りんごケーキ」を指定商品とすることはできません。

Q 6. 「商標法第7条の2第1項に規定する組合等であることを証明する書面」は、どのような書面を提出すればいいのですか？

A 6. 例えば、「登記事項証明書」及び正当な理由がないのに構成員たる資格を有する者の加入を拒み、又はその加入につき現在の構成員が加入の際に付されたよりも困難な条件を付してはならない旨（加入の自由）の定めが規定されている組合等の設立根拠法の写しが考えられます。

Q 7. 「商標法第7条の2第2項に規定する地域の名称を含むものであることを証明する書類」は、どのような書類を提出すればいいのですか？

A 7. 地域の名称が商品の産地である場合を例にとると、出願人又はその構成員が商標中の地域名に表された地域において商品を生産・加工等をしていること、及び出願に係る商標をその商品について使用していることが把握

できるものを提出することが必要です。

例えば、新聞・雑誌・書籍等の記事、公的機関等の証明書、パンフレット、カタログ、内部規則等が考えられます。

Q 8. 「商標法第7条の2第1項に係る商標として需要者の間に広く認識されていることを証明する書類」は、どのような書類を提出すればいいのですか？

A 8. 商標が需要者の間に広く認識されていること（周知性）の判断は、①使用開始時期、使用期間、使用地域、②生産、証明若しくは譲渡の数量又は営業の規模、③広告宣伝の方法、回数及び内容、④一般紙、業界紙、雑誌又はインターネット等における記事掲載の回数、内容等の事実を総合勘案して行います。また、その事実を証明する証拠としては、例えば、①仕切伝票、納入伝票、注文伝票、請求書、領収書又は商業帳簿、②広告宣伝が掲載された印刷物（新聞、雑誌、カタログ、ちらし等）、③一般紙、業界紙又は雑誌等の記事等が考えられます。

Q 9. 地域団体商標における周知性の判断時期はいつですか？

A 9. 査定時又は審決時です。

Q10. 地域の名称と商品（役務）の名称等の組合せ以外の商標については、地域ブランドとして登録できないのでしょうか？

A10. 一般に使用されている地域ブランドには、地域の名称と商品（役務）の名称等からなる商標や、識別力のある文字又は図形等からなる構成の商標があります。今回の商標法改正により、地域の名称及び商品又は役務の名称等のみからなる商標については、一定の要件を満たせば地域団体商標として登録を受けることができます。他方、識別力のある文字又は図形等からなる構成の商標については、他の登録要件を満たすことにより従来どおり通常の商標として登録を受けることができます。

Q11. 同一の商標を使用して周知性を獲得している団体が複数ある場合は、どの団体に登録されるのですか？

A11. 複数の団体がそれぞれ周知性を獲得している場合は、このうちのひとつの団体が出願しても、登録を受けることはできません。

ただし、それらの団体が共同で出願した場合には、登録を受けられる可能性があります。

Q12. 「地域の名称+商品（役務）の名称」のみからなる商標を平成17年4月に出願しています。仮にその出願が現行制度で認められなかった場合、地域団体商標として認められるかどうかを判断してもらうためには平成18年4月以降改めて出願しなおさなくてはいけないのですか？（出願の変更はできないのですか？）

A12. 平成18年4月1日以前の出願について、通常商標から地域団体商標への変更はできません。地域団体商標として登録を受ける場合には、平成18年4月1日以降に新たに出願することが必要です。